

「令和2年度 アドベンチャートラベル・オンライン商談会実施事業」を公募します

当機構では、今年9月に開催されるATWS2021北海道大会に先駆けて、北海道のアドベンチャートラベル（以下、「AT」と言う。）を欧米豪州の旅行会社に対してプロモーションを行い、その魅力を伝え、本大会に繋げることを目的として、標記事業を実施することになりましたので、次のとおり委託業務に関わる企画提案を募集いたします。

記

1. 事業名

令和2年度 アドベンチャートラベル・オンライン商談会実施事業

2. 事業目的

今年9月に開催されるATWS2021北海道大会に向けて、各所で準備が進められているところである。本大会では、欧米豪州のAT事業者に対して、北海道の豊富なAT商品をプロモーションすることで、北海道ATの市場性を周知し、認知度を向上させ、継続的な関係構築が重要な目的の一つである。

そこで、本大会に先駆けて、欧米豪州のAT事業者に北海道AT商品を紹介し、商談会を通じて実際のAT事業者の生の声を聞き、市場ニーズに合ったAT商品を造成していくことを目的として、オンライン商談会を開催する。また、この事業は、9月の本大会に繋げることを目的として、ATTA（アドベンチャートラベル・トレード・アソシエーション）と連携した取り組みとする。

3. 応募方法

募集要項を読み、期限までに必要書類をご提出すること。

4. 今後のスケジュール（予定）

- 1月8日（金）： 公示・観光機構ウェブサイトに掲載
- 1月15日（金）： 企画提案参加表明期限
- 1月22日（金）： 企画提案の受付・受領
- 1月下旬： 審査会（ヒアリング審査）の実施
- 1月下旬： 委託事業者決定、契約締結、事業の実施

5. 問合せ先

札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階
公益社団法人 北海道観光振興機構
AT推進本部 事業支援部 TEL 011-206-6951
竹田 晴香 h_takeda@visithkd.or.jp
上田 昌司 m_ueda@visithkd.or.jp

以上

「令和2年度 アドベンチャートラベル・オンライン商談会実施事業」
企画提案募集要領（企画提案指示書）

1. 目的

今年9月に開催されるATWS2021北海道大会に向けて、各所で準備が進められているところである。本大会では、欧米豪州のAT事業者に対して、北海道の豊富なAT商品をプロモーションすることで、北海道ATの市場性を周知し、認知度を向上させ、継続的な関係構築が重要な目的の一つである。

そこで、本大会に先駆けて、欧米豪州のAT事業者に北海道AT商品を紹介し、商談会を通じて実際のAT事業者の生の声を聞き、市場ニーズに合ったAT商品を造成していくことを目的として、オンライン商談会を開催する。また、この事業は、9月の本大会に繋げることを目的として、ATTA（アドベンチャートラベル・トレード・アソシエーション）と連携した取り組みとする。

2. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下、「機構」という。）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

3. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及びコンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること。

(1) 次のいずれかの者であること。

ただし、コンソーシアムの場合には、別紙協定書を提出すること。

- ① 民間企業
- ② 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利法人
- ③ その他の法人、又は法人以外の団体等

(2) 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。

(3) 機構が必要と判断する際に、機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。

(4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

4. 契約方法等

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

5. 委託事業費（上限）

5,500千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

6. 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間：契約締結日から～令和3年3月12日（金）まで

(2) 業務スケジュール

1月8日（金）： 公示・観光機構ウェブサイトに掲載

1月15日（金）： 企画提案参加表明期限

1月22日（金）： 企画提案の受付・受領

1月下旬： 審査会（ヒアリング審査）の実施

1月下旬： 委託事業者決定、契約締結、事業の実施業務完了日

令和3年3月12日（金）までに事業を終了し、事業実施報告書を作成・提出すること。

7. 委託業務内容（企画提案事項）

(1) ATオンライン商談会概要

①開催日：令和3年2月中旬（2月20日までに実施すること）

②会場：京都市内のホテル（バンケットルーム）

※会場費および会場内の通信設備等は、当機構で手配するため見積書には含めないこと。

③参加バイヤー：北米エリア10社以上、欧州豪州エリア10社以上

※バイヤーの選定はATTAと連携し、ATTA加盟の旅行会社を対象にすること。

④道内参加者（セラー）：5社～7社程度

⑤商談形式：バイヤーとサプライヤーの1対1オンライン商談とする

⑥商談会の言語は、全て英語とする。

(2) 企画提案事業

①オンライン商談会プラットフォームを提案すること

②ATTA加盟旅行会社（北米エリア10社以上、欧州豪州エリア10社以上）をATTAと連携して選定すること。

③商談会の内容（プログラム）を提案すること。プログラムは、ATTAの意向も踏まえて作成すること。

④オンライン商談会の運営について、提案すること。

※原則、京都市内のホテル開催を予定しているが、一部道内参加者（セラー）が道内の事務所から参加する場合は想定される。その対応を含めて提案すること。

8. 事業実績報告書及び成果物の納品

(1) 事業実績報告書

事業終了後、次の報告書を提出すること。

事業実績報告書 3部

(2) 成果物

事業実績報告書、バイヤーリスト、

9. 企画提案書の提出について

(1) 規格・部数

A4サイズ5部（社名あり1部、社名なし4部）

審査上 具体的な企業名・氏名がわからないようにふせて作成すること。

(2) 記載内容

企画提案書の作成にあたっては、上記7の（1）～（4）に係る企画提案事項のほか、下記の項目についても企画提案書に記載すること。

① 企画提案事項の総括表

各提案事項を簡潔にまとめたものとする。（A4用紙1枚程度）

② 実施スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

③ 事業実績

過去3年以内の本事業と同種、かつ同程度の規模の事業受注実績について記載すること。

なお、当機構から過去に受託した事業の実績については、記載しないこと。

④ 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を具体的に記載すること。

⑤ 見積書

費用項目の明細を記載すること。

(ア) オンライン商談会開催に係る費用

(イ) AT旅行会社の集客に係る費用

(ウ) オンライン商談会プラットフォームに係る費用

(エ) その他諸経費

(3) 提出期限

令和3年（2021年）1月22日（金）17時（厳守）

(4) 提出場所

札幌市中央区北3条西6丁目北海道庁本庁舎9階観光局内

公益社団法人北海道観光振興機構 AT推進部 竹田、上田 TEL：011-206-6951

(5) 提出方法

提出場所に持参または郵送（提出期限必着）すること。

なお、遠方の事業者においては、e-mailでの提出を可とするが、追って原本は郵送すること。

送付先：h_takeda@visithkd.or.jp

10. 参加表明

本事業に参加しようとする者は、メールにより申込すること。

- (1) 表明期限： 令和3年（2021年）1月15日（金） 12時（必着）
- (2) メールアドレス： h_takeda@visithkd.or.jp
- (3) 標題： アドベンチャートラベル・オンライン商談会に係る企画提案の参加表明について
- (4) 送信内容： 会社名（団体名）
担当者連絡先（社名、部署、役職、名前、電話番号、e-mailアドレス）

11. 事業説明会

実施しません。

12. 選定基準

- (1) 業務遂行能力
北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行するにあたって実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。
- (2) 企画提案の目的適合性
 - ・ 指示内容が十分理解されているか。
 - ・ 協力体制など人的ネットワークが確保されているか。
 - ・ 効果的な事業内容となっているか。
- (3) 実現性
 - ・ 事業の組み立てやスケジュールに具体性があり、実現可能な提案になっているか。
- (4) 経済合理性
 - ・ 費用対効果が高い提案になっているか。

13. 業務上の留意事項

- (1) 企画提案は、1社1提案とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。
- (4) 提出いただいた企画提案について、ヒアリング審査を行う。
- (5) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合は書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とする。
- (6) ヒアリングの日時及び場所は、別途連絡する。
- (7) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。
- (8) ヒアリング時の追加資料の配付については認めない。

14. 著作権等の取扱い

- (1) 先行事例の紹介時の写真、成果品などの構成素材等、当該事業実施の際に発生した著作権は機構に帰属するものとする。
- (2) 成果品および構成素材に係る知的財産等
ウェブ掲載等への二次利用も見込まれることから、成果品および構成素材に含まれる第三者の著作権及びその他の権利に抵触することがないよう十分に配慮すること。

15. 委託契約に関する基礎的事項・留意事項

受託者と結ぶ契約については、次の事項を基本とする。

- (1) 提案内容の修正
採択された提案内容は、機構と協議の上、修正する場合がある。
- (2) 作業の運営について、その都度、事務局と協議すること。
- (3) 再委託等の予定について
再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め機構の承諾を得る必要があるので留意すること。
※観光機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。
 - ① 「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）の再委託を行うことはできない。
 - ② 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承諾を要する。
 - ③ 「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

16. お問い合わせ先

(公社) 北海道観光振興機構

A T 推進本部 : 竹田、上田

電話: 011-206-6951

E-mail: h_takeda@visithkd.or.jp

以上

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「令和2年度 アドベンチャートラベル・オンライン商談会実施事業」(以下「本業務」という。)を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和2年度 アドベンチャートラベル・オンライン商談会実施事業」受託コンソーシアム(以下、「本コンソーシアム」という。)と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

(1) _____

(2) _____

(3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は _____ とする。
2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第 1 1 条 本コンソーシアムの取引金融機関は、_____とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第 1 2 条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 1 3 条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第 1 4 条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第 1 5 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第 1 6 条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第 1 7 条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後 5 年間、_____が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 1 8 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 1 9 条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業_____外 社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本__通及び副本 1 通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各 1 通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

令和 年 月 日

代表者 (所在地)

(名 称)

(代表者)

Ⓜ

構成員 (所在地)

(名 称)

(代表者)

Ⓜ

構成員 (所在地)

(名 称)

(代表者)

Ⓜ

以上